

## 第 52 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 4 年 2 月 10 日（木） 17 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

### 議題

1. まん延防止等重点措置の延長に係る今後の県の対応について
2. その他

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年2月10日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

本方針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針として、今後講ずべき対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

（略）

### 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

（1）～（5） （略）

#### （6）オミクロン株の発生と感染拡大

令和4年2月10日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に高知県を追加する変更を行うとともに、高知県において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月12日から同年3月6日までの23日間とし、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年3月6日まで延長し、公示を行った。

### 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

（1）～（4） （略）

#### （5）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。主な内容は以下のとおりである。

### 1) 国民への周知等

国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とすること、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること、感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること、家庭内においても室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いをを行うこと、子供の感染防止策を徹底すること、高齢者や基礎疾患のある者はいつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと等を促す。

### 2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事実等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

### 3) 保育所、認定こども園等

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない

形での保育の実践を行う。

- ・ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。

- ・ なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱とする。

#### 4) 高齢者施設

- ・ 高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施する。
- ・ 高齢者施設等の感染制御や業務継続について支援体制を強化する。
- ・ 高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備を行うため、医師・看護師の派遣など高齢者施設等での体制強化を図る。
- ・ レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底する。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討する。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底する。

#### 5) 事業者

- ・ 緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、

在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。

- ・ 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) ~ (4) (略)

(5) まん延防止

1) 緊急事態措置区域における取組等 (略)

2) 重点措置区域における取組等

重点措置区域である都道府県においては、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものとする。

また、都道府県知事は、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、期間、区域、業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

(飲食店等に対する制限等)

- ① 都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事の判断による上記の重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、法第31条の6第1項等に基づき、認証店以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮（21時までとすることを基本とする。）の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要

請することも可能とする（また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。）。

その際、命令、過料の手續に関しては、別途通知する手續に沿って行うことに留意しつつ、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図るものとする。

- ② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- ③ 上記の各要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。また、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めるものとする。
- ④ 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、飲食店に対して営業時間短縮要請と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるものとする。

（施設の使用制限等）

都道府県は、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、「入場をする者の整理等」

「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第 5 条の 5 に規定する各措置について事

業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。

(イベント等の開催制限)

- ① 都道府県は、当該地域で開催されるイベント等（別途通知する集客施設等を含む。）について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、主催者等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
  - ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することとする。
- ② 都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、主催者等に周知するものとする。

(外出・移動)

- ① 都道府県は、措置区域において、法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、

上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うものとする。

- ② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

（その他）

- ① 都道府県は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和 2 年 4 月 22 日の専門家会議で示された「10 のポイント」、5 月 4 日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10 月 23 日のコロナ分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」等を活用して住民に周知を行う。
- ② 都道府県は、重点措置区域における取組として、上記の要請等の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

（略）

（6）～（10）（略）

（別添）事業の継続が求められる事業者 （略）



特措法に基づく  
まん延防止等重点措置に係る  
神奈川県実施方針  
(令和4年2月14日～)

令和4年2月10日

# まん延防止等重点措置の区域と期間

## 【対象区域】

県内全市町村

## 【期間】

令和4年2月14日（月）から  
3月6日（日）まで（21日間）

# まん延防止等重点措置の内容

県民向け 一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）

## 【マスク飲食実施店認証店】

- ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～**20時30分**）  
協力金：2.5～7.5万円/日
- ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金：3～10万円/日

①と②のどちらかを  
認証店が選択可能

## 【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金：3～10万円/日

飲食店

時短等

人数

1テーブル4人以内

※ 認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合)は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし

大規模  
集客施設等

入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守

【安全計画を策定した場合】 収容定員：上限2万人

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

イベント

# 県民の皆さんに対して

## 一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛(法第31条の6第2項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛(法第24条第9項)
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛(法第24条第9項)
  - ※生活に必要な場合の例  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項)
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避(法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨 (法第24条第9項)

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

## 【マスク飲食実施店認証店】

①5時から21時までの時短要請・酒類提供可  
協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~**20時30分**)

②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金:3~10万円/日

上記①と②のどちらかを認証店が選択

## 【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金:3~10万円/日

飲食店等

○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし。

その際、検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方(全員)」のみとなります。

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請  
(法第31条の6第1項、令第5条の5)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

# イベントに対して

## ○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要  
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

## ○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

## ○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

イ  
ベ  
ン  
ト

# その他

## 【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

## 【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

## 【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけている
  - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

# 飲食店等に対する協力金（第17弾）について（案）

対象区域		県内全市町村		
対象施設		食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
想定対象店舗数		約40,000店舗		
飲食店の区分		マスク飲食実施店認証店 ※どちらかを店舗ごとに選択可能		非認証店
協力金の 交付要件 (2/14～ 3/6の 21日間)	要請区分	要請 A	要請 B	要請 C
	営業時間	・ 5時から21時まで	・ 5時から20時まで	・ 5時から20時まで
	酒類提供 時間	・ 酒類の提供は11時から <b>20時30分</b> まで	・ 酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)	・ 酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)
	その他の 交付要件	-	-	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
		○1テーブル4人以内。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、1テーブルあたりの人数制限なし（検査対象となるのは「5人以上で座るテーブルの方（全員）」のみ）。		○1テーブル4人以内
協力金の算定方法		<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.3 (<b>下限2.5万円/日、上限7.5万円/日</b>)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高 減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は 「前(前々、前々々)年の売上高×0.3」 のいずれか低い額)</p> <p>※全期間、Aの要請内容を満たした場合の1日 当たり交付額 ※期間の途中でA⇒BまたはB⇒Aの要請内容に 変更した場合は、全期間この金額を交付</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (<b>下限3万円/日、上限10万円/日</b>)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高 減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p> <p>※全期間、Bの要請内容を満たした場合の1日 当たり交付額 ※期間の途中でAの要請内容に変更した場合は、 全期間Aの金額を交付</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(前々、前々々)年の 売上高×0.4 (<b>下限3万円/日、 上限10万円/日</b>)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業 も選択可) 前(前々、前々々)年から の売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万 円/日」)</p>
先行交付		実施しない		
所要額		協力金 約350億円		



令和2年2月26日策定  
令和2年2月28日改定  
令和2年3月11日改定  
令和2年3月24日改定  
令和2年3月26日改定  
令和2年3月30日改定  
令和2年4月6日改定  
令和2年4月7日改定  
令和2年5月5日改定  
令和2年5月25日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年3月18日改定  
令和3年3月24日改定  
令和3年4月16日改定  
令和3年7月30日改定  
令和3年8月17日改定  
令和3年8月26日改定  
令和3年9月9日改定  
令和3年9月28日改定  
令和3年10月20日改定  
令和4年1月19日改定  
令和4年2月10日改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

### 1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底し、医療提供体制の維持、県内経済の安定や県庁における非常時優先業務の継続に向けて、「全庁コロナ・シフト」を維持する。

### 2 新しい生活様式の定着に向けた取組

#### (1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、リモートによる会議の実施など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

**(2) 県民利用施設（\*入所施設を除く）**

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

**(3) 県民等への対応**

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

**3 イベント等の実施の扱い**

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

**4 公立学校向け対策**

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

## イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために「全庁コロナ・シフト」の考え方のもと、職員を確保する観点から、次のとおりとする。

### 1 対象期間

令和4年3月31日まで

### 2 対応

#### (1) 県が主催するイベント等

「全庁コロナ・シフト」を継続するため、県が主催するイベント等は、原則、中止又は延期とする。

なお、開催する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に基づき、イベントの開催制限を遵守するとともに、基本的な感染防止対策を徹底する。

#### (2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、開催することができる。

県教育委員会における今後の教育活動等について  
(令和4年2月10日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒の安全安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
  - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

#### エ 学校行事等について

##### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

##### ②卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保）
  - ・ 式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。）

※臨時休業に係る当面の対応については別紙参照

## （2）市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

## 2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら、まん延防止等重点措置の実施期間中は次のとおり対応する。
  - ・ 博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
  - ・ 図書館は、通常どおり開館する。なお、一定の人数を超えた場合、入場制限を行う。
  - ・ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

- ※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- ※ この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

令和4年2月8日から適用

## オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について

オミクロン株による感染拡大の中、各県立学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保に最大限配慮するとともに、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、臨時休業の実施に当たっては、オミクロン株の特性を踏まえて判断することが必要である。このため、県教育委員会では、文部科学省が示すガイドライン及びその運用に当たっての留意事項、並びに県感染症対策協議会における意見も参考に、県立学校における臨時休業の当面の対応を整理した。

### 1 基本的な考え方

- この当面の対応は、感染者の急増により保健所の業務が逼迫している期間に適用するものとする。
- 各学校においては、校内における感染拡大を防止し、児童・生徒等の安全安心の確保を図る。併せて、学びの保障、児童・生徒等の「居場所」の確保の観点から、必要な範囲、期間に限定して臨時休業等を行う。
- 臨時休業等に当たっては、これまでと同様、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。

### 2 当面の対応

- これまで、陽性者が判明した時点で、一旦、教育活動を停止し、保健所による濃厚接触者の特定や校内消毒等の必要な対応が終わるまで、学校の一部又は全部の臨時休業を実施していた。
- 今後は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認される。こうしたことから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わないこととする。
- ただし、各県立学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

#### 【臨時休業実施の判断基準】

対応	基準等
学級閉鎖	直近3日間の陽性者が学級において、状況に応じ10～15%以上確認され、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級閉鎖を実施。
学年閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学年閉鎖を実施
学校全体臨時休業	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施

### 3 濃厚接触者相当の者のリスト作成・濃厚接触者の特定

- ・ 各学校において、陽性が判明した児童・生徒等及び教職員に聞き取りを行い、次の考え方を参考に、校内での濃厚接触者相当の者を調査し、リスト化して、保健所への送付により濃厚接触者が追認される。

#### 【濃厚接触者相当の者の考え方】

感染者の感染可能期間（発症 2 日前[無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前]から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間）のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

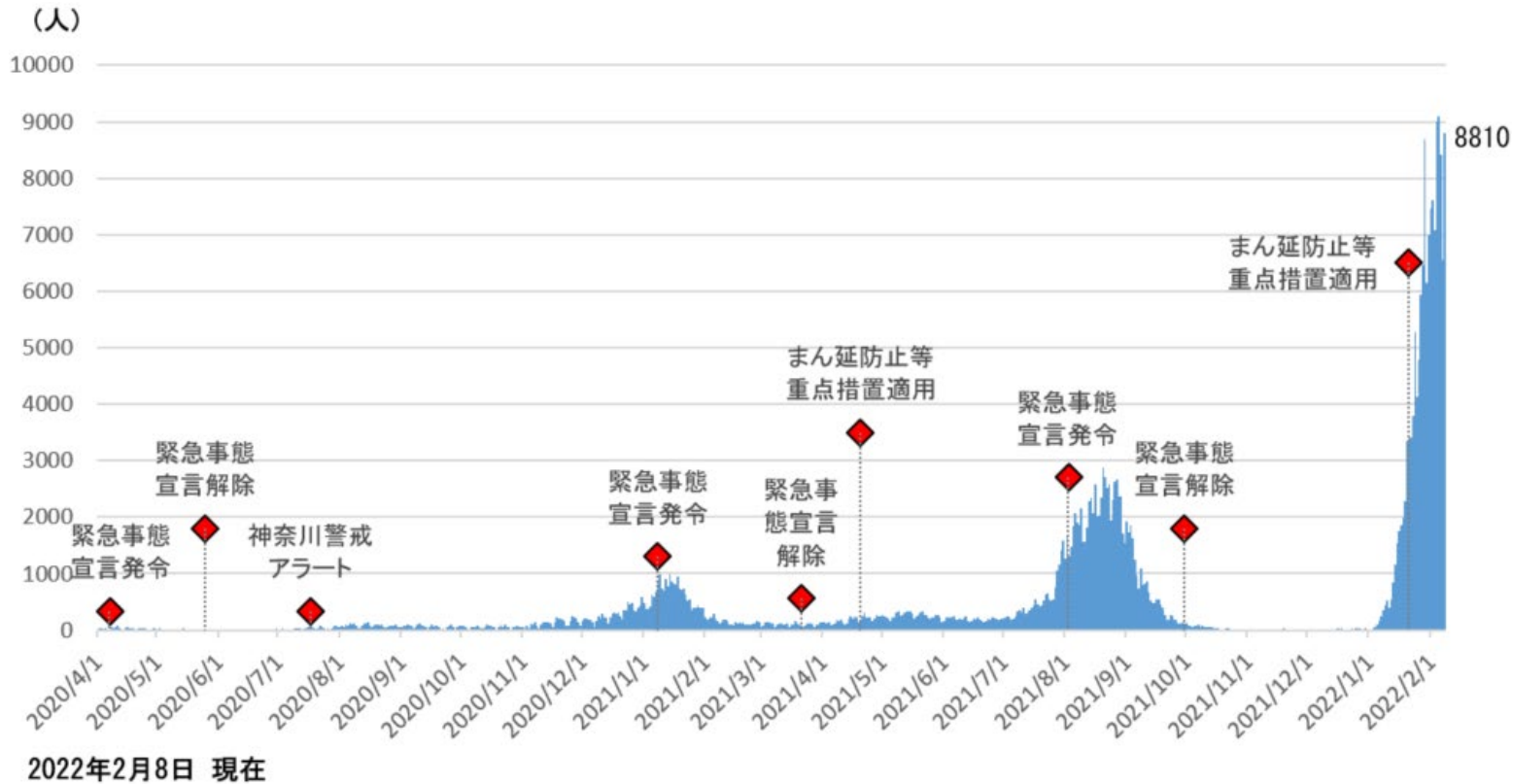
- ・ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

<令和3年8月27日付け文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」より>

### 4 部活動における対応

- ・ 陽性者が部活動に所属し、かつ、感染可能期間中に部活動に参加し、マスクを外して活動している状況があったことが判明した場合には、原則として、当該部活動は3～5日間程度の活動停止とする。
- ・ 当該部活動において、陽性者との接触の範囲が限定される場合には、必要な範囲の活動を停止する。

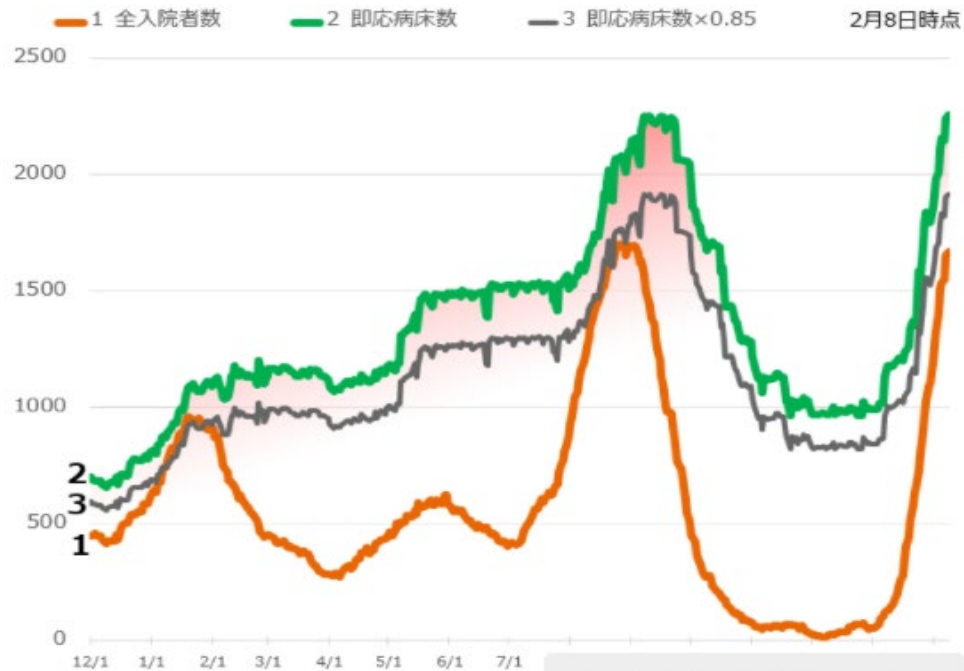
# 新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
12月	12	13	14	15	16	17	18	週合計
	10人	9人	6人	16人	36人	23人	29人	129人
	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	22人	17人	13人	12人	37人	23人	29人	153人
1月	26	27	28	29	30	31	1/1	週合計
	36人	26人	10人	21人	32人	19人	20人	164人
	2	3	4	5	6	7	8	週合計
	21人	34人	55人	93人	152人	251人	351人	957人
2月	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	443人	518人	386人	548人	842人	1155人	1538人	5430人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	1751人	1858人	1989人	2287人	3343人	3409人	3404人	18041人
2月	23	24	25	26	27	28	29	週合計
	3792人	5275人	4128人	4793人	5940人	6466人	8691人	39085人
	30	31	2/1	2	3	4	5	週合計
	6141人	6999人	7455人	7609人	7088人	9002人	9097人	53391人
2月	6	7	8	9	10	11	12	
	8411人	6558人	8810人					



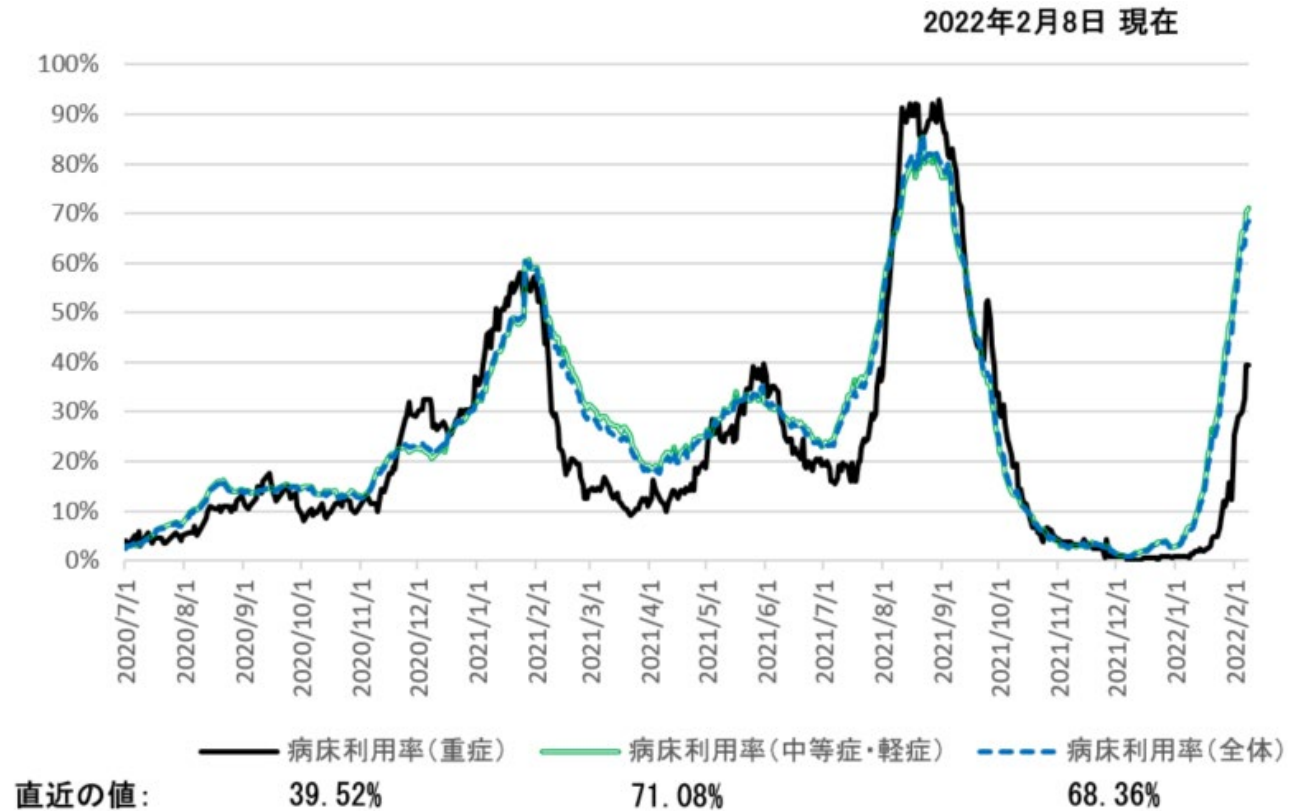
## ■ 即応病床数と実入院患者



1は入院者数を、2は即応病床数（即時受入れ可）  
85%を示しています。

covid-19 Q&Aポットです。  
ご質問にお答えします

## ■ 病床利用率の推移



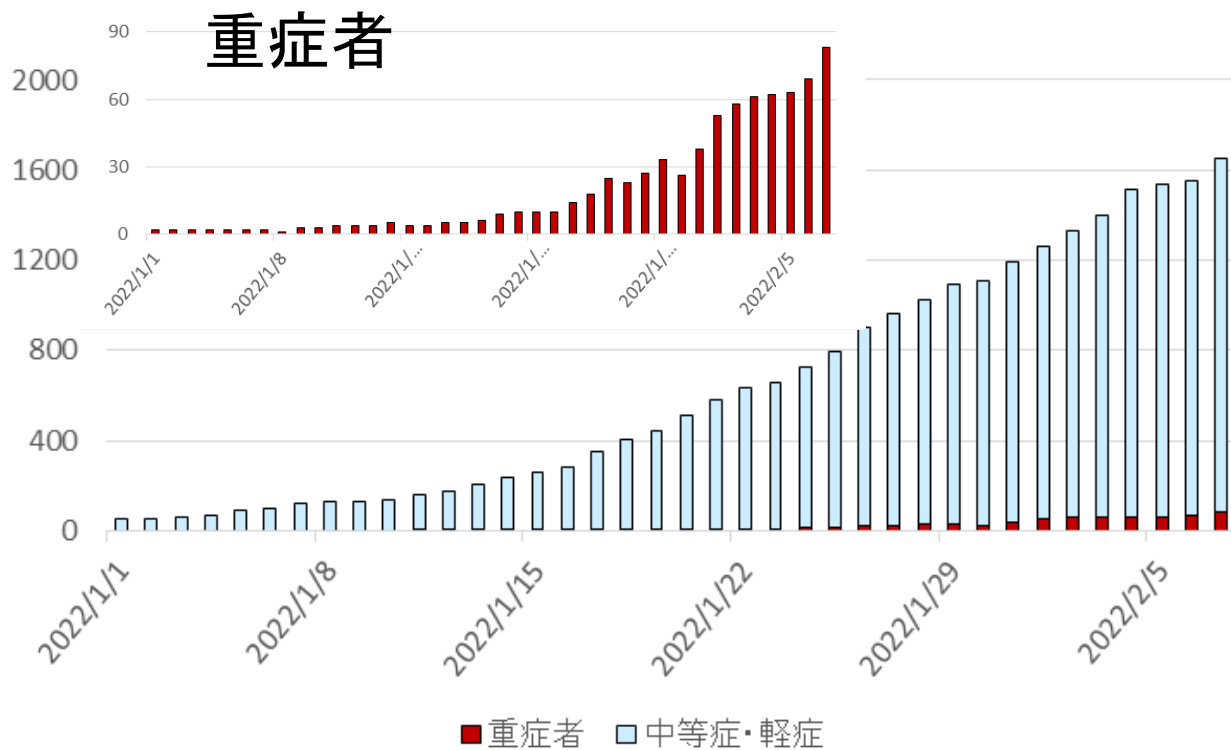
※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。

入院者数 + 空床数 + 準備病床数 = 最大確保病床数（全体:2,440床、重症：210床、中等症・軽症：1,890床+340床）

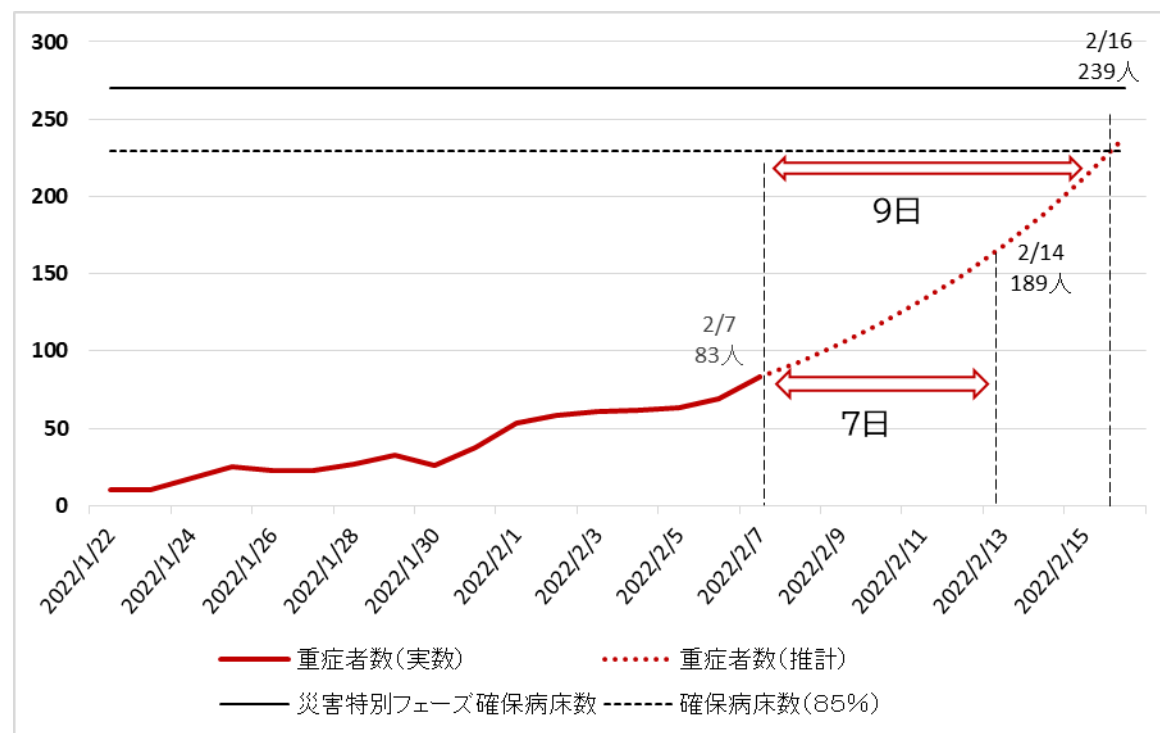
## ○ 重症の病床確保フェーズを「災害特別」に引き上げることを検討

**ICU運用はコロナ・非コロナ含めて弾力的運用を前提＝必ずしも空床にすることではない**

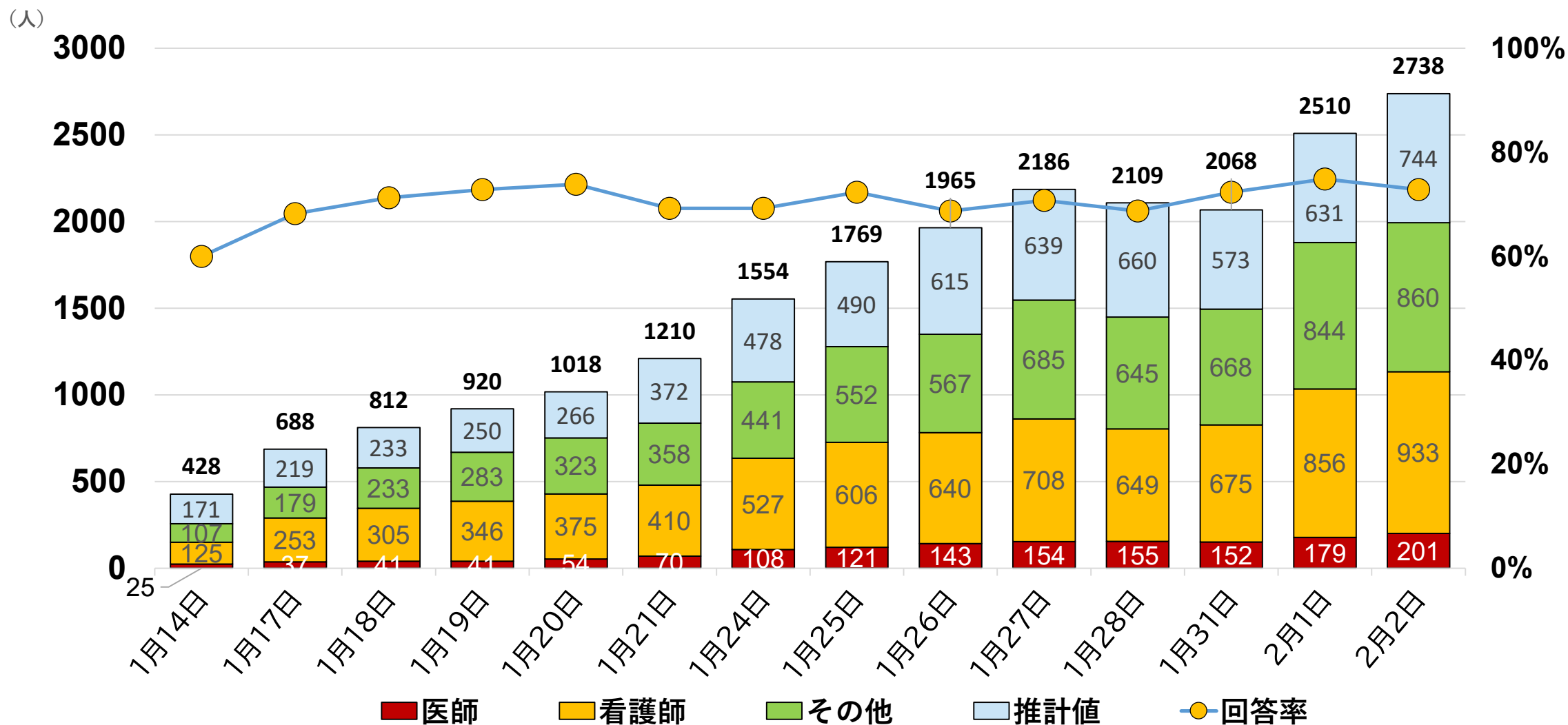
◇(図1)入院数の推移



◇(図2)重症患者の推計(直近7日間の増加率)

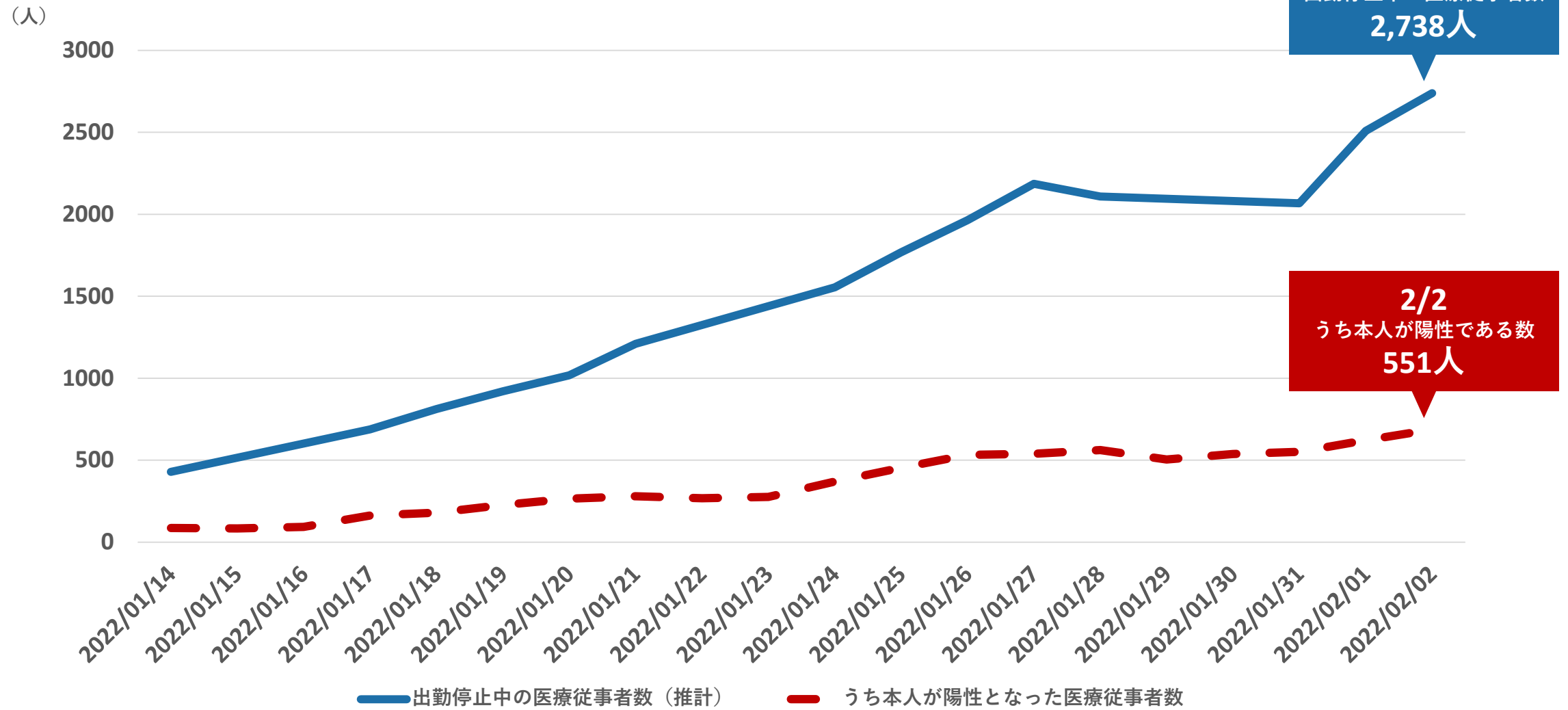


# 神奈川県医療従事者の出勤停止状況日次調査 (2022.1.14~2.2)



(推計値は、出勤停止の医療従事者数の合計を回答率で割って算出)

# 医療従事者の出勤停止の理由の内訳



(うち本人が陽性となった医療従事者数は、G-MISから抽出)

# 県内の保育所・幼稚園・学校等の休所等状況

## 2022年2月1日時点のクラスター未終結件数



幼稚園  
保育所  
児童施設

**92**件



小中学校  
高等学校  
大学

**37**件

上記の大半の施設が休所・休園・休校措置を行っている

## 保育所等の臨時休園件数

(福祉子どもみらい局次世代育成課調べ)

1/20時点 **129**施設

2/2時点 **462**施設



保健所業務逼迫により濃厚接触者の特定が困難であることから、  
県内の多くの保育所・幼稚園・学校等が広範囲な休所等の措置を行っている

(出典)2022.2.4第11回神奈川県感染症対策協議会資料

# 1/31日本小児科学会・小児科医会→神奈川県知事への要望書

2022年1月31日 日本小児科学会神奈川県地方会代表幹事・神奈川県小児科医会会長 連名  
「保育所・幼稚園・学校等における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応に関する要望書」

1

無症状の接触者に対する網羅的な  
クラスター調査や即時の休所・  
休園・休校措置を必須としない

2

濃厚接触者の隔離期間の更なる短縮  
を検討する

3

濃厚接触者と認定されなかった場合  
は、無症状小児の通所・登園・登校  
の継続を妨げない

4

一定数の患者が発生し、囑託医等が  
所長等と協議の上必要と認めた場合  
のみ、休所等の措置を検討する

5

休所等の範囲に関しては、必要以上  
に広範囲としない

6

休所等の措置について、単独又は  
少数の患者発生の場合は、4日目以  
降の再開を検討する

7

基礎疾患を有する小児及び1最未満の  
乳児においては、早期検査・隔離等  
を個別に検討する必要がある

...上記について要望する。



## 幼稚園・学校での患者発生時の 統一的な考え方

### 休園・休校の考え方（案）

- 極力全面的な閉鎖を避け、閉鎖する場合でもクラス単位に留めること
- 閉鎖を検討するのは、クラスの15%程度が欠席する規模  
（参考：インフルエンザでは20%が目安）
- 感染状況に応じ、閉鎖期間は3～5日程度

### 濃厚接触者の扱い方（案）

- 保健所による濃厚接触者特定は不可能であるという前提
- 通常授業における横伝播は多くない
- マスク無しの会話や大きな発声等、明らかに濃密な接触があった場合のみ、濃厚接触者相当者として扱う



### 保育所での患者発生時の 統一的な考え方

#### 休所の考え方（案）

- 職員が就労できない等運営が困難な場合を除き、**原則として継続**
- 職員・児童のうち、**有症状者は必ず通所を見送り検査をする**
- 感染を心配する場合や、親の就労状況から通所の必要がない場合は休む



# 一般検査事業(無料検査)の期間延長

オミクロン株による感染拡大を踏まえ、令和3年12月28日から令和4年2月28日までの期間を対象に感染拡大傾向時の一般検査事業(無料検査)を実施してきたが、対象期間を延長する。

- 延長期間 令和4年3月31日まで(国との協議により決定)
- 対象範囲 県内在住で、感染不安を感じる方(無症状者)
- 検査拠点 登録数545か所(2月9日時点、開設準備中・休止中を含む)

## (参考)検査実績

(速報値、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」を含む)

期間	PCR・抗原定量検査			抗原定性検査(抗原検査キット)			計		
	検査数	陽性数	陽性率	検査数	陽性数	陽性率	検査数	陽性数	陽性率
12/21~12/26	88	0	0.0%	1	0	0.0%	89	0	0.0%
12/27~1/2	5,737	7	0.1%	2,359	0	0.0%	8,096	7	0.1%
1/3~1/9	6,631	132	2.0%	1,705	23	1.3%	8,336	155	1.9%
1/10~1/16	14,464	513	3.5%	3,542	67	1.9%	18,006	580	3.2%
1/17~1/23	23,157	1,208	5.2%	5,950	183	3.1%	29,107	1,391	4.8%
1/24~1/30	27,147	2,138	7.9%	3,947	155	3.9%	31,094	2,293	7.4%
計	77,224	3,998	5.2%	17,504	428	2.4%	94,728	4,426	4.7%

# 【ワクチン】高齢者への追加接種の進捗状況

接種回数は伸びているものの、現時点では全国平均の接種率を下回る状況

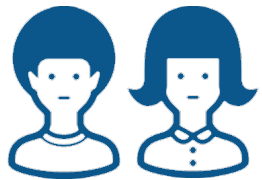
対象	内容	集計方法	1/12水	1/19水	1/26水	2/2水	2/9水	全国平均 2/9時点
高齢者 (65歳以上) 2,327,286 人	累計	3回目接種済数 (回)	7,749	21,240	63,399	150,178	<b>331,410</b>	—
		└ 3回目接種率	<b>0.33%</b>	<b>0.91%</b>	<b>2.72%</b>	<b>6.45%</b>	<b>14.24%</b>	<b>17.62%</b>
	週計	接種済数 (回) 週計	3,406	13,491	42,159	86,779	181,232	—



重症化リスクの高い高齢者に対して、  
**速やかなワクチン追加（3回目）接種が必要**

# 【ワクチン】 保育所・学校等の従事者へのワクチン追加接種

保育所・幼稚園・小中学校等



休園・休校が多いと、

**医療従事者を含む親の就労等の社会的活動**に影響

重症化リスクが高い高齢者に加えて、



保育所・学校等の従事者（保育士、教員等）に対しても  
**速やかなワクチン追加（3回目）接種が必要**

# (参考) 国通知等 (エッセンシャルワーカーへの早期追加接種)

## 令和4年2月7日 総理指示 (ワクチンの3回目接種について)

地域におけるエッセンシャルワーカーに対する接種、特に教職員、保育士などに対する積極的な接種促進の働きかけ、及び警察官、消防職員への接種を進めること 等

## 令和4年2月8日 厚生労働省事務連絡

- ・ 各省庁から、次の対象者への積極的な接種促進について事務連絡が発出された。
- ・ 相談がきた場合、各自治体の実情を踏まえ適切に対応いただきたい。

厚生労働省 (こども家庭局)	文部科学省	警察庁	消防庁	厚生労働省 (社会・援護局)
保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等、認可外保育施設などの職員	教職員 (非常勤含む) ※教員業務支援員・スクールカウンセラー等の支援スタッフも検討	警察職員	消防職員及び消防団員	障害児入所・通所支援事業所の職員

# 【ワクチン】早期接種が必要な対象者に係る対応の方向性

## 市町村への働きかけ

いわゆるエッセンシャル  
ワーカーへの接種促進



市町村からの相談に応じて  
必要な支援の実施

## 県大規模接種会場 対象者の拡大

現在



医療従事者



高齢者施設  
従事者



高齢者



教員等の  
学校関係従事者



保育士等の  
児童関係従事者

その他、基礎疾患保有者、警察・消防職員 等

2/14予約受付開始、2/15接種開始

# オミクロン株の感染拡大に伴う 保育所等における臨時休園の対応について

令和4年2月10日

福祉子どもみらい局

# 濃厚接触者の特定しないことへの意見

【厚労省保育課】  
「濃厚接触者を特定しない」  
ことは認められない

【市町村】  
休園を判断するのは市町村で、  
国の方針と違うことはできない

【保護者】  
濃厚接触者の範囲が分からな  
いと、自分の子どもを通わせ  
ていいか分からない

【保育所】  
濃厚接触者を受け入れて感染  
拡大を助長することはできない

【保育士】  
濃厚接触者を保育して自分が  
感染しないか不安

・保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第2報)  
(令和2年2月25日厚労省保育課事務連絡)  
→感染者が登園していた場合、**市町村は保育所の一部又は全部休園を速やかに判断すること**

・保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるとのQ&A(第12報)  
(令和4年1月24日厚労省保育課事務連絡)  
→**市町村は濃厚接触者の範囲の特定を行い、休園を判断すること。保育所で特定し保健所に提示することも可**

事務連絡  
令和2年2月25日

〔都道府県 保育主管部(局)  
指定都市 地域子ども・子育て支援事業主管部(局) 御中  
中核市〕

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応  
について(第2報)

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、当面の間の登園回  
避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等について、別紙のとおり取り  
まとめましたので、お知らせします。

また、市区町村が、**臨時休園を実施を検討する場合**、また、都道府県、保健所  
設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した子  
ども等又は感染者の濃厚接触者となった子ども等についての情報を得た場合は、  
速やかに、**市区町村から本件連絡先まで御連絡いただくようお願いいたします。**

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであ  
り、下記HP等から最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県にお  
かれましては、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知をお願いいたしま  
す。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症の対応について(内閣官庁ホームページ)

<http://www.sna.go.jp/in/infoman/novel-coronavirus.html>

・新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.htm](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.htm)

# 濃厚接触者の特定方法

可能な限り簡便な方法  
で濃厚接触者を特定

保育所におけるセルフチェック

児童・職員の名簿を予め作成しておく

陽性者発生

ルールに従い濃厚接触者に印をつけ、  
範囲を特定

名簿を保健所に提出

濃厚接触者※1は登園停止  
(児童7日※2・保育士5日※3)

開園は継続

※1 厚労省より、保育所で「濃厚接触者を特定する」とはしないよう指示あり

※2 陽性者との最終接触日から

※3 4・5日目に検査でともに陰性が確認された場合



# 濃厚接触者に相当する者の特定方法と手続きの流れ

## 保育所

<濃厚接触者に相当する者の特定方法>

### 【原則】

同じクラス(部屋)の児童・保育士  
(※4・5歳児で適切にマスクしている児童は除く)



【追加】 濃厚接触者4原則に  
該当する者

#### 原則1: 長時間接触

(例: 感染児童と同居している兄弟姉妹)

#### 原則2: 感染防護なく接触

(例: 担任以外でマスクをしていない感染児童を  
保育した保育士)

#### 原則3: 患者の体液等に触れた者

(例: マスクをしていない感染児童のくしゃみを  
浴びた者)

#### 原則4: 1m以内15分以上接触

(例: マスクをしていない保育士と1m以内15分以  
上同室)

リスト化して  
送付

## 保健所

- ・リストを受領(追認)
- ・保育所の疑問には、  
Q&Aをあらかじめ送付  
して対応

必要最低限  
の範囲に  
限定

保健所の負担を  
軽減

適切な感染防護策(マスク  
の着用等)をしていなかった  
場合など、

**対象となるケースは  
限定的**

濃厚接触者に相当する者を  
速やかに特定し、  
**休業せず、開所を継続**

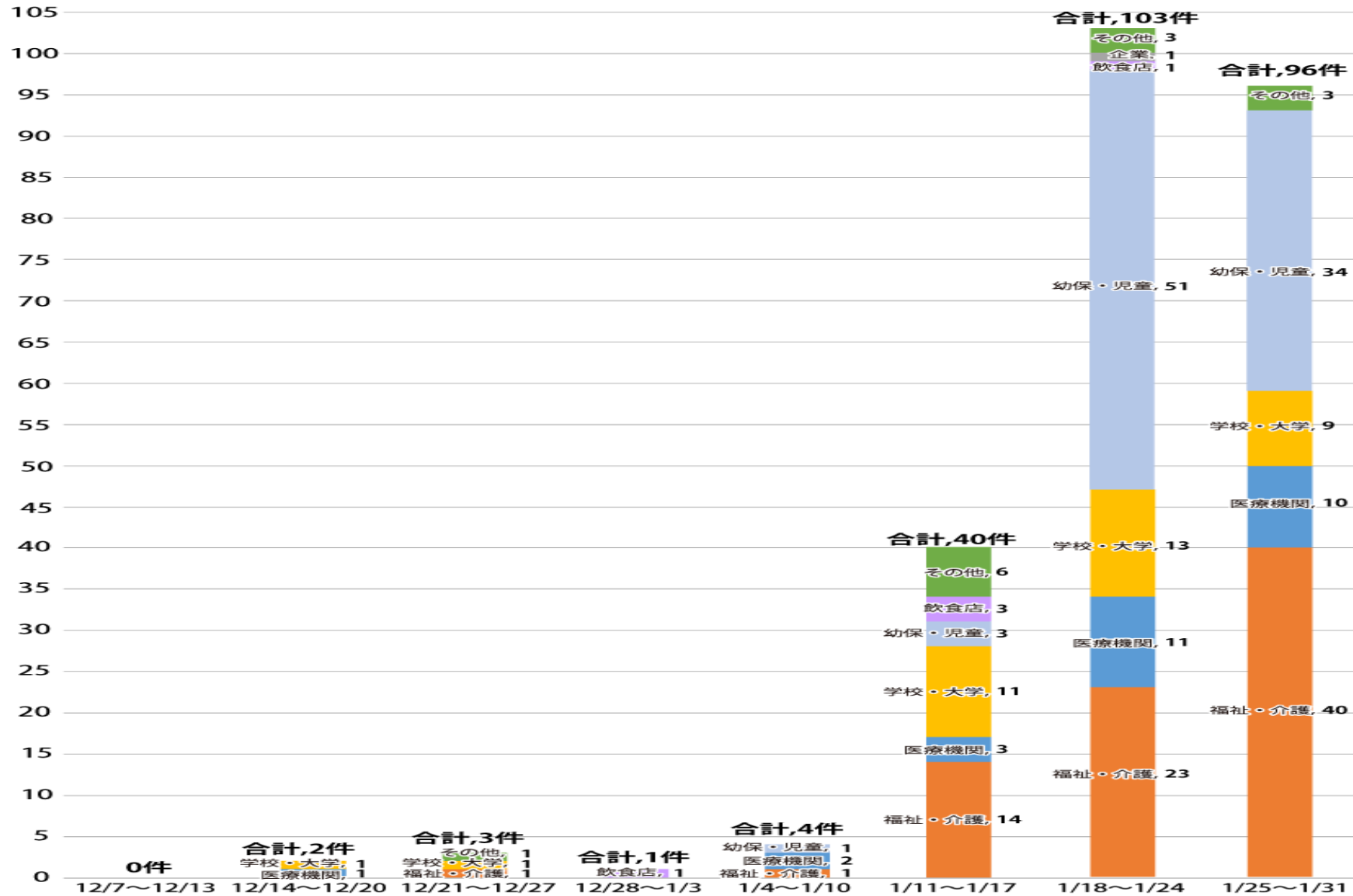
# 高齢者施設に係る当面の対応

---

医療危機対策本部室・福祉子どもみらい局

2022.2.10

# 1 福祉・介護施設の新規クラスター発生状況



## 2 高齢者施設に対する第6波対策

常時集団生活をするハイリスク高齢者施設を優先ターゲットにする

戦術	対応策
ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"><li>可及的速やかに<b>入所者・職員への接種</b>実施</li><li>ワクチン配布や施設毎の接種状況の<b>進捗管理の徹底</b></li><li>市町村調整の上、自治体間の<b>在庫ワクチンの融通の仕組み</b>を構築 (モデルナの三回目接種を利用した前倒し接種を前提)</li></ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"><li><b>施設職員</b>は週に1回以上の<b>定期PCR検査</b>を受けることを啓発</li><li><b>施設職員</b>は<b>家庭に抗原検査キット</b>を常備してセルフチェック</li><li><b>入所者</b>の発症時の速やかな<b>抗原検査キット活用</b>を推奨</li><li>患者発生時に迅速な<b>幅広PCR検査</b>実施</li><li>感染拡大時に再度<b>面会の制限</b>を強化</li></ul>
治療	<ul style="list-style-type: none"><li>早期の内服薬処方</li><li>移動困難者には迅速に<b>施設で中和抗体を投与</b>できる仕組み</li><li><b>中和抗体ソトロビマブ (ゼビュディ™)</b> 活用へ向けた準備</li></ul>

#### クラスター発生施設や病床ひっ迫に伴う施設内療養への支援

区分	支援策
感染拡大防止指導	<ul style="list-style-type: none"><li>• クラスタ対策班（情報収集・分析、C-CAT派遣等）が<b>感染拡大防止指導</b></li><li>• N95マスク、防護服等の衛生用品の緊急支援</li><li>• 感染発生に備え「<b>高齢者福祉施設における対応の手引き</b>」作成・配付</li></ul>
かかり増し経費の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 感染発生時の<b>かかり増し経費</b>（衛生用品購入費用、緊急雇用経費、割増賃金等）を補助</li></ul>
職員不足への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 福祉施設応援派遣事業</li></ul>

# 福祉施設でクラスター等が発生した場合の応援体制 (R2.5~)

(職員が感染し、福祉サービス提供が困難になった施設の応援)

  
派遣可能施設  
〔R4.2.9現在  
58法人・施設179名登録〕

  
短期雇用候補者  
(20名登録)



応援職員

応援職員の派遣



C-CATの派遣

- ・ゾーニング
- ・感染防止対策
- ・資材提供 等



クラスター発生施設等  
非感染エリア

濃厚接触者等エリア



名簿作成・マッチング  
(県社会福祉協議会)

追加の雇用費・旅費・宿泊費等の負担  
(県)

## 知事メッセージ

本県では、オミクロン株による感染の急拡大に伴い、1月21日から2月13日までの間、まん延防止等重点措置の適用を受け、感染拡大防止に総力を挙げて取り組んでいます。

しかし、新規感染者は依然としてピークアウトを見通せず、医療提供体制もひっ迫した状況に直面しており、未だ警戒を緩められる状況にはありません。

こうした状況から、本日、国は、本県を含む首都圏1都3県などに対して、まん延防止等重点措置の期間を、3月6日まで延長することを決定しました。

県民や事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることになり、大変心苦しいですが、次の事項にご留意いただきますよう、お願いします。

- オミクロン株は感染拡大の速度が非常に速く、誰でも感染する可能性があります。「ウイルスは身近にある」「周囲の誰もが濃厚接触者かもしれない」という強い危機感を持って、徹底用心してください。
- 特に重症化リスクの高い高齢者や、基礎疾患のある方への感染拡大防止が重要です。皆さん一人ひとりが、M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底してください。また、万一感染した際の療養生活に備え、食料や医薬品などの備蓄に努めてください。
- 飲食店には、引き続き時短要請への協力をお願いします。なお、マスク飲食実施店の認証店が21時まで時短営業を行う場合の酒類の提供時間については、2月14日から、現在の「20時まで」を「20時30分まで」に改めます。協力金の扱いに変更はありません。

県では、ひっ迫する医療機関や保健所の負荷を軽減し、重症化リスクの高い方に医療資源を集中させるため、自主療養の仕組みを、全国に先駆けて導入しました。

また、重症の病床確保フェーズを、中等症・軽症と同様、「災害特別フェーズ」に引き上げるなど、救える命を救うための医療体制強化に全力で取り組んでいます。

圧倒的な感染力を持つオミクロン株に打ち勝つためには、県民の皆さん一人ひとりの「徹底用心」が不可欠です。

この難局を乗り切るため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

令和4年2月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治